

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
11月10日
(金曜日)

目次

○規則
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則(市町課).....一

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....一

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課).....三

道路の区域の変更(道路整備課).....三

道路の供用の開始(道路整備課).....四

○公告

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....四



本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則をここに公布する。

平成二十九年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年山口

県条例第三号)の施行期日は、平成二十九年十一月十三日とする。



山口県告示第三百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第八条第一項の規定に基
づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す
る。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基
づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十一月十日から同月三十日
までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦
覧に供する。

平成二十九年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社秋川牧園

住 所 山口市大字仁保下郷三二七番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社秋川牧園

所在地 山口市大字仁保下郷三二七番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十八号の二の

冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液
の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目	構 造			使用の方法		
		能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間

排水処理施設	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値												
	種 類		項 目		水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		動 植 物 油 脂 類 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		磷 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	〃	〃	〃	七	〃	〃	二五	〃	二五	三〇	一〇	二八	〃	七	八	一三・九	一四九・八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	三〇	一〇	一五	五	二〇	三〇	三	五	八一・九	九九・八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一一七	一六〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	六七	九九	八	一一	一三二・九	一四九・八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇	八〇	六〇	一〇〇	六	一〇	八一・九	九九・八

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										
	変更後	変更前	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)				
一八の二一〇	変更後	〃	〃	一八〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	九〇	九七	一三	一四	一・八	一・九
	変更前	〃	〃	一〇〇	一五〇	二五〇	三〇〇	六〇	一〇〇	六	一〇	〇・九	一
一八の二一〇 (三基)	変更後	〃	〃	一八〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	九〇	九七	一三	一四	一六・八	一七・四
	変更前	七	八・六	一〇〇	一五〇	二五〇	三〇〇	六〇	一〇〇	六	一〇	八・四	九

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										
	変更後	変更前	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)				
一八の二一〇	変更後	一・九	〃	一八〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	九〇	九七	一三	一四	一・八	一・九
	変更前	一	〃	一〇〇	一五〇	二五〇	三〇〇	六〇	一〇〇	六	一〇	〇・九	一
一八の二 (三基)	変更後	五・八	〃	一八〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	九〇	九七	一三	一四	一六・八	一七・四
	変更前	〃	〃	一〇〇	一五〇	二五〇	三〇〇	六〇	一〇〇	六	一〇	八・四	九

備考 「一八の二一〇」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第十八号の二の冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設をいう。

山口県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	岩国市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先から 同市錦町宇佐柳ヶ瀬一八九二三の五地先まで	平成二十九年十一月十一日



(二九九) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十九年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一一三五六九 二九一四四	花清桜		黒毛和種	平成二七、 九、三〇	山口県	一級	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター